

## 環境影響評価方法書への意見

平成23年10月7日現在

No.	項目	ページ	意見者	意見の内容
1	大気質	163～164	ア	方法書の3.2.1.3) 調査地域及び調査地点によると、「大気質の調査地点は調査範囲のうち、方向別に民家が立地する場所に設定した」とあるが、計画調査地点は事業計画地点1箇所と西北西方向2箇所及び東方向1箇所である。南と北方向は調査しなくてもよいのでしょうか。 その場合、除いた理由を方法書に明記する必要があると考えますが、いかがでしょうか。